平成２３年（フ）第２７号
福島県東白川郡棚倉町大字上台字行人塚８番地２
債務者　蛭田　一彦
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第１３０号
石川県小松市上小松町丙50番地１　ハイツ85―206号室、従前の住所石川県白山市源兵島町199番地18
債務者　山條　敬輝
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第８３６号
名古屋市千種区徳川山町５丁目３番12―504号　金児荘
債務者　下山　博二
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４３９号
神戸市東灘区御影本町７丁目１番29号
債務者　丁　　敬記
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３７５号
神戸市垂水区学が丘５丁目２番502―404号
債務者　磯上　祥子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４１８号
神戸市垂水区本多聞２丁目12番１号　ハイツみのる203号
債務者　高本　典子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４２３号
神戸市垂水区名谷町字高曽2300番地の１　市住１―516号
債務者　七崎美智子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４８６号
神戸市垂水区上高丸１丁目６番３―503号
債務者　松田久美子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６３号
兵庫県伊丹市桑津１丁目２番１―314号
債務者　岡野　正治
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２６号
島根県出雲市大津町300番地１　クレセントハイツⅡ―108、前住所愛知県稲沢市北市場町古三味405番地５　レオパレス清洲202
債務者　青木　　良
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第４６号
広島県三原市城町１丁目６番10号、住民票上の住所広島県三原市小泉町3935番地
債務者　季節料理ちかこと　弓場　俊幸
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第５１号
広島県尾道市木ノ庄町市原1417番地
債務者　中段こと　柴田　早苗
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１６１号
愛媛県松山市太山寺町333番地１　三光団地３棟14号
債務者　橋田　清士
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１６８号
愛媛県松山市南久米町265番地１　第７ゴトービル301号
債務者　泉屋友里恵
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１８１号
愛媛県松山市束本２丁目11番11号　202号
債務者　窪中　春一
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１８９号
愛媛県松山市御幸１丁目446番地１　シャルマン桐木103号、住民票上の住所愛媛県松山市御幸１丁目446番地１　シャルマン桐木３号
債務者　井上　正直
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３９号
福岡県みやま市瀬高町上庄334番地１
債務者　髙木　純子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係